

# 念 書

平成 年 月 日において発生した事故により（ ）の被った傷病について、地方公務員等共済組合法（以下「法」という。）による保険給付を受けた場合は、上記の者が加害者に対して有する損害賠償請求権を、法第50条の規定により鳥取県市町村職員共済組合が給付する価格の限度において取得行使し、かつ、賠償金を受領すること、また、その際鳥取県市町村職員共済組合から請求先保険会社等へ診療報酬明細書（写）を渡すことに異議のないことを、ここに書面をもって申し立てます。

なお、あわせて下記の事項を遵守することを誓約します。

## 記

- 1 加害者と示談を行なう場合は、必ず前もって鳥取県市町村職員共済組合（以下「組合」という。）にその内容を申し出ること。
- 2 この事故に関し、他の者に白紙の委任状を渡さないこと。
- 3 加害者側からこの事故に係る金品を受けたときは、受領の年月日、内容金額（評価額）をもれなく、かつ、遅滞なく組合に届け出ること。
- 4 被害者である上記の者が被った損害のうち、組合からなされた医療給付の限度内で自動車損害賠償責任保険による保険金を優先的に受領することを承認します。

平成 年 月 日

鳥取県市町村職員共済組合理事長 様

所属所名

組合員証  
記号番号

—

住 所

氏 名

㊞